

平成28年度 随意契約の公表(人権文化ふれあい部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの随意契約
【人権文化ふれあい部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
文化国際課	八尾市文化会館非常用自家発電設備直流電源装置部品修繕	平成29年2月17日	ヤンマーエネルギーシステム(株)大阪支社	尼崎市潮江一丁目3番30号	1,998,000	本修繕については、非常時における初期対応に支障をきたす状況を避ける必要があり、当該業者は、当該設備の製造元であるため構造等を最も把握しており、これまでも当該設備の修繕を実施した実績があることから、早期に修繕着手可能であったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民ふれあい課	文化会館借上料	平成28年11月18日	公益財団法人八尾市文化振興事業団	大阪府八尾市光町二丁目40番地	604,100	10館コミュニティセンター相互の交流を図るための「10館合同コミセンまつり(舞台発表)」を実施するにあたり、市内に当該施設と同機能を持つ代替施設がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民ふれあい課	高美南小学校区わがまち推進計画翻訳業務	平成28年12月6日	特定非営利活動法人 多言語センター FACIL	神戸市長田区海運町三丁目3番地8号 たかとりコミュニティセンター内	561,600	当該業務について、これまでの実績があり、校区まちづくり協議会より依頼のあったわがまち推進計画翻訳について英語・中国語・韓国語・ベトナム語の4か国語にも対応が可能であり、当該事業者との契約が最適と判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民ふれあい課	高美小学校区わがまち推進計画翻訳業務	平成29年3月10日	特定非営利活動法人 多言語センター FACIL	神戸市長田区海運町三丁目3番地8号 たかとりコミュニティセンター内	622,080	当該業務について、これまでの実績があり、校区まちづくり協議会より依頼のあったわがまち推進計画翻訳について英語・中国語・韓国語・ベトナム語の4か国語にも対応が可能であり、当該事業者との契約が最適と判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	八尾市証明書等自動交付事務委託	平成28年10月13日	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	2,500,092	地方公共団体情報システム機構が証明書コンビニ交付にかかる一連のサービスを提供する唯一の機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	証明書コンビニ交付システムサービス利用	平成28年10月24日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	3,531,600	証明書コンビニ交付システムサービスは、既存の証明書コンビニ交付システムにおける業務であるため、当システムの開発及び保守業者である富士通(株)でしか対応することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	八尾市自動交付機撤去業務委託	平成29年3月17日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	2,689,200	自動交付機の撤去作業に当たっては機器の撤去・廃棄やデータ消去等を、迅速かつ的確に行う必要があるため、設置及び保守業者である、富士通(株)に委託することが、最も円滑かつ効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	八尾市証明書自動 交付機撤去後原状 回復業務	平成29年3月21日	(株)イトーヨーカ 堂アリオ八尾	八尾市光町二丁目3 番地	651,240	アリオ八尾に設置している証明書自動交付機の撤去に当たり、適切に原状回復工事作業を行うためには、設置場所を管理し、設置前の状況を熟知している本件業者しか作業を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)